

平成16年12月24日
農 林 水 産 省

平成17年度 農業農村整備事業予算
概算決定の概要

- 資料1 平成17年度 農業農村整備事業予算
概算決定のポイント [\[PDF\]](#)
- 資料2 平成17年度 農業農村整備事業予算
概算決定 主要新規・拡充事項の概要 [\[PDF\]](#)
- 資料3 平成17年度 農業農村整備事業予算
概算決定 主要新規・拡充事項の内容（参考資料） [\[PDF\]](#)

【お問い合わせ先】

農村振興局 整備部 設計課 企画班

担当者： 進 藤 ・ 由 谷

代 表：03 - 3502 - 8111

（内線4816・4817）

直 通：03 - 3502 - 8695

平成 17 年度 農業農村整備事業予算 概算決定のポイント

平成 16 年 12 月
農村振興局整備部

平成 17 年度 農業農村整備事業予算 概算決定額

7,956 億円¹（対前年度比 95.3%）
うち「重点 4 分野」² 5,844 億円

1 省庁連携強化に係る交付金化措置額を含む。

2 「基本方針 2002」における「活力ある社会・経済の実現に向けた重点 4 分野」

基本的な考え方

食料の安定供給や多面的機能の確保をはじめとする農業・農村の重要な役割が、一層効率的・効果的かつ持続的に発揮されることが重要であることから、「農政改革基本構想」（平成 16 年 5 月）の方向に即し、農業農村整備を推進する。

施策効果を一層高めるため、施策の重点化・効率化を図りつつ、土地改良長期計画（平成 15～19 年度）に基づき施策の成果目標達成に向けて各事業を実施する。

平成 17 年度においては、特に、

既存ストックの有効活用を重視した保全管理

農業の構造改革を推進する生産基盤整備

地域再生に資する活力ある安全で美しいむらづくり

に重点を置く。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成 16 年 6 月閣議決定）等を踏まえ、「成果重視の施策展開」、「選択と集中」、「活力ある社会・経済の実現に向けた重点 4 分野」への重点化、「国庫補助負担金改革」、「コスト縮減」等に積極的に取り組む。

重点施策の内容

1. 既存ストックの有効活用を重視した保全管理施策の推進

新たな食料・農業・農村基本計画策定に係る検討を踏まえ、新規整備から保全管理・更新整備へ施策の重点を移す中で、農地・農業用水等の資源を適切に保全管理する施策の構築に向けた取組みを進めるとともに、基幹水利施設等の有効活用に向けた保全管理対策等の一層の推進を図る。

(1) 農地・農業用水等の資源を適切に保全管理する施策体系の構築に向けた調査・検討

農村の構造変化や農業構造改革の進展に対応し、農地・農業用水等の資源を、地域を基本としつつ適切に保全管理する施策体系を構築するため、資源保全の実態把握、保全手法の検討等を実施。

主な事業

- ・資源保全実態調査事業【新規】 8.5億円(皆増)
- ・資源保全手法検討調査【新規】 1.5億円(皆増)

(2) 基幹水利施設等の保全管理対策の推進

基幹水利施設の有する安定的な用水供給機能等の確保を図るとともに、農業用水が有する多面的機能を適切に発揮するため、これまで蓄積されてきた基幹水利ストックの保全・更新整備を着実に実施し、併せて管理に係る土地改良区等の体制の整備等を推進。

主な事業

- ・国営かんがい排水事業 1,914億円(106.5%)
- ・国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)【拡充】
3.1億円(100.0%)
- ・基幹水利施設保全対策 1.7億円(107.4%)
- ・水資源活用地域共生事業【拡充】 0.5億円(166.7%)
- ・国営総合農地防災事業 4.41億円(111.4%)

2 . 農業の構造改革を推進する生産基盤整備の実施

効率的かつ安定的な経営体が農業生産の大部分を担う農業構造の実現に向けて、農業の構造改革の加速化を図るため、ハード整備とソフト対策の連携の一層の強化を図るとともに、土地改良区の持つ土地利用調整機能の活用や多様な担い手の参入条件の整備等を推進する。

(1) 構造改革加速化のためのハード整備とソフト対策の連携強化

農地利用集積の一層の加速化のため、経営体育成の視点に立った農地整備を着実に実施するとともに、基盤整備事業完了後に行う土地利用調整活動や、地域水田農業ビジョンの実現に向けた排水対策等を支援。

主な事業

- ・ 経営体育成基盤整備事業【拡充】 8 5 1 億円 (93.4%)
- ・ 畑地帯総合農地整備事業 5 1 2 億円 (92.3%)
- ・ 元気な地域づくり交付金 (非公共)【新規】
4 6 6 億円 (皆増) の内数

(2) 多様な担い手の参入条件の整備

農地の有効活用と新たな担い手の育成による地域農業の再生・強化等を推進するため、官民パートナーシップの活用などにより、農外企業の農業参入等を支援する基盤整備等を実証的に実施。

主な事業

- ・ 地域・企業協働基盤整備推進対策【新規】
経営体育成基盤整備事業【拡充】(再掲)
8 5 1 億円 (93.4%) の内数
- 担い手育成農地集積事業 (非公共)【拡充】
1 5 4 億円 (81.9%) の内数
- 農業参入促進基盤整備実証事業【新規】 0 . 5 億円 (皆増)

3. 地域再生に資する活力ある安全で美しいむらづくりの推進

地域自らの発想による地域再生等の取組を支援するとともに、「人・もの・情報」が都市と農村で共生・対流する社会の構築等に向けて、国民共通の財産として景観や環境と調和した美しいむらづくりや、災害に強い安全で安心な農村の形成を図るための防災対策を推進する。

(1) 地域自らの発想による地域再生の支援

地域自らの発想による地域再生等の取組を支援する観点等から、汚水処理施設整備や道路整備に係る関係省が連携し、新たな事業を創設するとともに、農業生産基盤の整備と併せた農山漁村の生活環境の総合的、一体的な整備や、民間活力の導入などを進める仕組みの構築により、地域主体の個性あるむらづくりを推進。

主な事業

- ・ 汚水処理施設整備交付金（仮称）【新規】（農業集落排水施設）
100億円（皆増）
- ・ 道整備交付金（仮称）【新規】（農道）
100億円（皆増）
- ・ むらづくり交付金【拡充】
100億円（100.0%）
- ・ バイオマスの環づくり交付金（非公共）【新規】
144億円（皆増）の内数
- ・ 地域・企業協働基盤整備推進対策【新規】（再掲）

汚水処理施設整備交付金（仮称）と道整備交付金（仮称）については省庁連携強化に係る交付金化措置額を記載（以下同じ）。

(2) 国民共通の財産として景観や環境と調和した美しいむらづくりの推進

豊かな自然環境や美しい景観に恵まれた魅力ある農村づくりに向け、良好な農村景観の再生・保全に向けた地域住民等の活動や土地改良施設等の改修を支援し、その取組や景観形成の技術の普及啓発等を行うとともに、バイオマスの利活用や環境保全型農業の促進に向けた対策等を実施。

主な事業

- ・元気な地域づくり交付金（非公共）【新規】（再掲）
4 6 6 億円（皆増）の内数
- ・バイオマスの環づくり交付金（非公共）【新規】（再掲）
1 4 4 億円（皆増）の内数

（ 3 ） 災害に強い安全で安心な農村の形成

地震や集中豪雨等による自然災害が多発している状況を踏まえ、災害に強い安全で安心な農村の形成に向け、農業生産の維持、農業経営の安定等を図るため、豪雨や地震に起因する農用地等の災害や水質悪化等を未然に防ぐ防災事業を着実に推進。

主な事業

- ・国営総合農地防災事業（再掲）
4 4 1 億円（111.4%）
- ・農地防災事業【拡充】
3 9 6 億円（109.9%）

事業の進め方の改革に向けた取組の推進

1. 施策連携の強化を通じた地方の裁量度の拡大

地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する観点から、省・局庁の枠を超えた施策連携を強化し、地域の視点に立った補助金改革を推進。

(1) 省間の連携の強化

污水处理施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設、公共下水道、浄化槽）及び道路（農道、林道、地方道）の整備に係る関係省の連携強化を図り、地方の裁量度を高める事業制度を創設。

- ・污水处理施設整備交付金（仮称）【新規】（農業集落排水施設）（再掲）
（農林水産省、国土交通省、環境省の連携） 100億円（皆増）
- ・道整備交付金（仮称）【新規】（農道）（再掲） 100億円（皆増）
（農林水産省、国土交通省の連携）

(2) 局庁間の枠を越えた生活環境整備の実現

農林水産業と農山漁村の総合的な発展を図るため、「むらづくり交付金」に、林野庁及び水産庁所管の生活環境整備に係る工種を追加し、農業生産基盤の整備と併せて農山漁村の生活環境の整備を総合的、一体的に実施できる仕組みを構築。

- ・むらづくり交付金【拡充】（再掲） 100億円（100.0%）

2. 事業の重点化

国と地方の役割を見直す観点から、採択要件の引き上げ等により事業の重点化を更に推進。

(1) 採択要件の引き上げ

田園空間整備事業について、採択要件（総事業費）を引き上げ（団営事業：0.5億円 2.0億円、県営事業：1.0億円 2.0億円）。

(2) 生活環境整備の重点化

中山間地域総合整備事業について、農村生活環境の整備を農業生産基盤の整備と関連するものに重点化（16工種 13工種に整理統合）。

3. ハードからソフトへの政策手段の転換

地域における新たな政策課題に機動的に対応するため、公共予算の一部を非公共予算にシフト（83億円）し、非公共事業の創設を幅広い分野で実施。

農業農村整備事業とこれらの新しい政策手段との一体的な実施により、バイオマスタウン構想や担い手への農地利用集積等の政策目的の実現を加速。

公共予算を活用し新たに創設を行った非公共事業	
・バイオマスの環づくり交付金【新規】	7.2億円 ^{*1}
・元気な地域づくり交付金【新規】等	1.1億円 ^{*2}

4. コスト縮減の推進

「農業農村整備事業等コスト構造改革プログラム」に沿い、効率性の向上、設計等の最適化、調達最適化、地域特性の重視、透明性の向上の視点から、平成19年度までに15%（平成14年度比）のコスト縮減を目指す総合的なコスト構造改革を推進。

*1 バイオマスの環づくり交付金のうち、バイオマス利活用施設の一体的整備に係る積算内訳の一部

*2 元気な地域づくり交付金のうち、農地基盤整備対策や農村振興支援対策に係る積算内訳の一部 等

事業別概算決定額

(国費)

(単位：百万円、%)

事 項	H 1 6 年度 予 算 額	H 1 7 年度 概算決定額	対前年 伸 率 /
農業農村整備事業 (うち農村振興局)	834,542 815,117	795,591 777,073	95.3 95.3
(農業生産基盤整備)	458,706	451,916	98.5
1. かんがい排水	222,241	225,618	101.5
うち国営かんがい排水	179,815	191,445	106.5
2. 経営体育成基盤整備	91,180	85,117	93.4
3. 諸土地改良	8,029	9,058	112.8
うち新農業水利システム保全対策事業	2,000	2,400	120.0
うち資源保全実態調査事業	-	850	皆増
4. 畑地帯総合農地整備	55,461	51,214	92.3
5. 国営農用地再編整備	21,728	23,128	106.4
6. 機構事業	29,250	28,085	96.0
7. その他	30,817	29,697	96.4
(農村整備)	256,041	219,724	85.8
8. 農道整備	71,900	62,538	87.0
9. 農業集落排水	62,400	52,200	83.7
10. 農村総合整備	18,450	14,802	80.2
11. 農村振興整備	32,068	27,303	85.1
うちむらづくり交付金	10,000	10,000	100.0
12. 中山間総合整備	56,759	49,977	88.1
13. その他	14,464	12,904	89.2
(農地等保全管理)	119,795	123,950	103.5
14. 防災保全	101,550	105,973	104.4
(1) 直轄地すべり	5,550	2,888	52.0
(2) 国営総合農地防災	39,563	44,060	111.4
(3) 農地防災	36,042	39,614	109.9
(4) 農地保全等	20,395	19,411	95.2
15. 土地改良施設管理	13,738	13,599	99.0
16. その他	4,507	4,378	97.1

注1：百万円単位に四捨五入のため、計が合わない場合がある。

注2：「H17年度概算決定額」には、省庁連携強化に係る交付金化措置額（農道整備 100億円、農業集落排水 100億円）を含む。

国営事業等新規着工等地区（概算決定）

区 分	地区数	地 区 名
【国営事業】 （農林水産省） 調 査 かんがい排水	1	<small>せいのおうようすいだいに き</small> 西濃用水第二期（岐阜県）
全体実施設計 かんがい排水	1	<small>しんかわりゅういき</small> 新川流域（新潟県）
着 工 かんがい排水 （造成施設整備）	5	<small>おだがわに き</small> 小田川二期（青森県） <small>ひらかへいや</small> 平鹿平野（二期）（秋田県） <small>ちゅうしんだいらに き</small> 中信平二期（長野県） <small>ひいかわえんがん</small> 斐伊川沿岸（島根県） <small>きゅうひんはんとう</small> 弓浜半島（鳥取県）
（北海道） 調 査 かんがい排水 農地再編整備	1	なかがわ
	2	<small>もせうし</small> 妹背牛 <small>ふらのぼんち</small> 富良野盆地
全体実施設計 かんがい排水 総合農地防災	1	<small>おおのへいや</small> 大野平野
	1	とうま
着 工 かんがい排水 （造成施設整備）	6	<small>ゆうふつとうぶ</small> 勇払東部（二期） <small>さつないがわだいに</small> 札内川第二（二期） <small>おうむちゅうおう</small> 雄武中央（二期） <small>べつかいなんぶ</small> 別海南部 <small>とうべつふとみ</small> 当別太美 てしおがわ
総合農地防災	2	<small>ふじみ</small> 富士見 <small>わつかないちゅうぶ</small> 稚内中部
（沖縄） 調 査 かんがい排水	1	<small>しまじり</small> 島尻
【緑資源機構】 （農林水産省） 全体実施設計 特定中山間保全整備	1	<small>おおちせいぶ</small> 邑智西部（島根県）
（北海道） 調 査 特定中山間保全整備	1	<small>みなみふらの</small> 南富良野
【水資源機構】 着 工	1	<small>りょうちくへいやようすいに き</small> 両筑平野用水二期（福岡県）

平成17年度 農業農村整備事業

重点施策の概要（参考資料）

- 1．既存ストックの有効活用を重視した保全管理施策の推進
 - （1）農地・農業用水等の資源を適切に保全管理する施策体系の構築に向けた調査・検討
 - （2）基幹水利施設等の保全管理対策の推進
- 2．農業の構造改革を推進する生産基盤整備の実施
- 3．地域再生に資する活力ある美しいむらづくりの推進

1. 既存ストックの有効活用を重視した保全管理施策の推進

(1) 農地・農業用水等の資源を適切に保全管理する施策体系の構築に向けた調査・検討

農村の構造変化や農業構造改革の進展に対応し、農地・農業用水等の資源を、地域を基本として適切に保全管理する施策体系を構築するため、資源保全の実態把握、保全手法の検討等を実施。

農地・農業用水等の資源を巡る課題

現 状

農村における過疎化・高齢化・混住化等が進行
農地・農業用水等の資源は、社会共通資本であり、これまで相当量が整備

課 題

集落機能の低下により、資源の適切な保全管理が困難化
多面的機能の便益と、保全管理の負担との間の不整合が拡大
自然環境や景観の保全・形成等をめぐる国民の要請への対応が困難化

施策体系の構築

基本的な考え方

既存施設の更新や保全管理に重点を置く施策に移行
地域の創意工夫による多様な取組
・多様な主体の参画を促進
・農村環境の保全への対応
国、地方公共団体、農業者等の適切な役割分担



支援手法の例

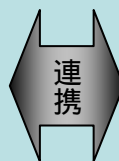
保全活動において最低限取り組むべき規範の策定
多様な主体が参画する組織体（協議会等）を地域に設置
組織体の構成員が取り組む行為を協定に明示
効果の高い保全活動への支援

H17年度の取り組み

施策導入に向けて、施策の効率性や実効性等について検討

資源保全実態調査事業(新規)

- ・ 施策の検討に必要な基礎的な調査の実施
- ・ 資源を適切に保全する計画の策定



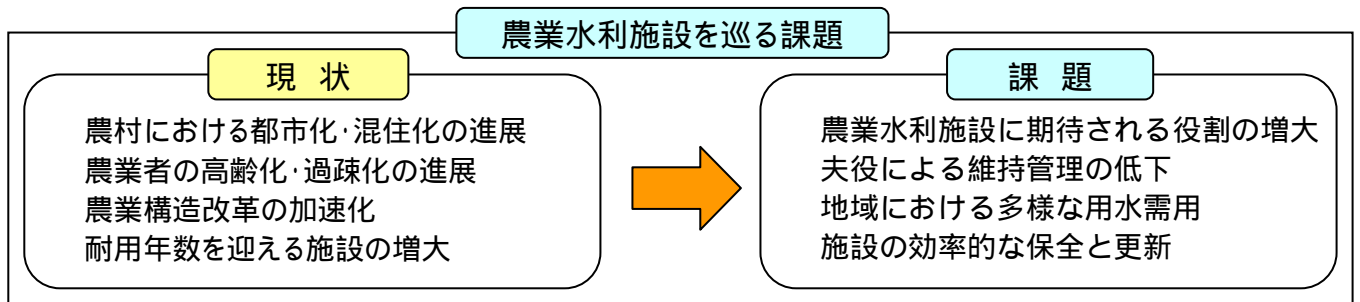
資源保全手法検討調査(新規)

- ・ 資源保全にかかる地域実態の分析
- ・ 適切な資源保全手法の検討
- ・ 有識者からなる検討委員会の指導助言

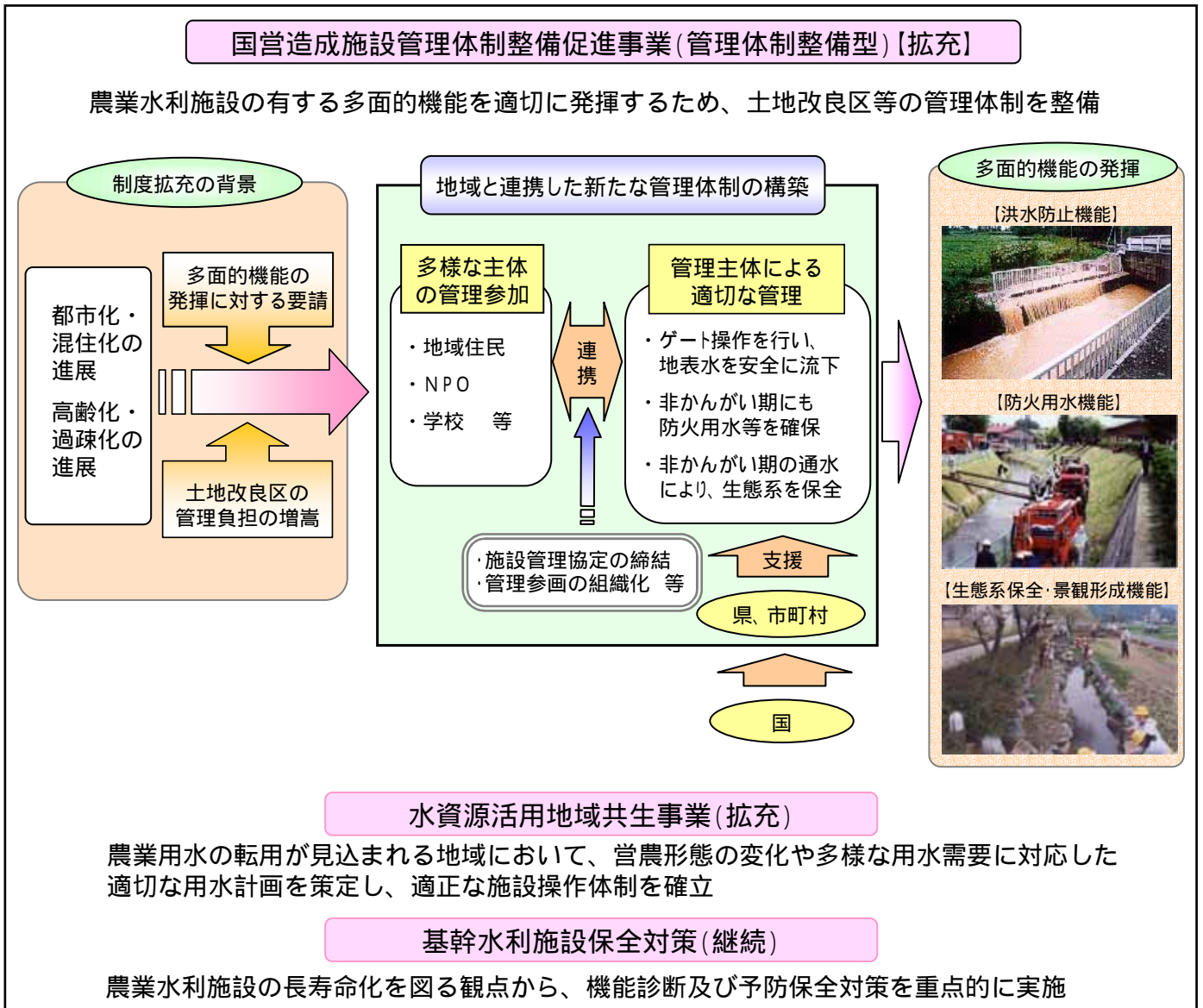
食料の安定供給と多面的機能の発揮に不可欠な
農地・農業用水等の資源の適切な保全管理

(2) 基幹水利施設等の保全管理対策の推進

基幹水利施設の有する安定的な用水供給機能等の確保を図るとともに、農業用水が有する多面的機能を適切に発揮するため、これまで蓄積されてきた基幹水利ストックの保全・更新整備を着実に実施し、併せて管理に係る土地改良区等の整備等を推進。



農業水利ストックの有効活用を通じた施設機能の適切な発揮



水資源活用地域共生事業(拡充)

農業用水の転用が見込まれる地域において、営農形態の変化や多様な用水需要に対応した適切な用水計画を策定し、適正な施設操作体制を確立

基幹水利施設保全対策(継続)

農業水利施設の長寿命化を図る観点から、機能診断及び予防保全対策を重点的に実施

安定的な用水供給機能の確保、多面的機能の適切な発揮、水利ストックの長寿命化

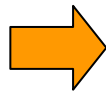
2. 農業の構造改革を推進する生産基盤整備の実施

効率的かつ安定的な経営体が農業生産の大部分を担う農業構造の実現に向けて、農業の構造改革の加速化を図るため、ハード整備とソフト対策の連携の一層の強化を図るとともに、土地改良区の持つ土地利用調整機能の活用や畑作物の生産団地の形成等を推進。

農地利用を巡る課題

現状

農業の構造改革の遅れ
米政策改革など新たな政策課題への対応



課題

担い手の育成・農地の利用集積
水田の畑利用促進

基盤整備を契機とした構造改革の加速化

ハード

【水田】

経営体育成基盤整備事業

担い手の育成が見込まれる地域において、水田の更新整備や新たな区画整理など所要の整備を地域のニーズに応じて弾力的に実施



【畑地】

畑地帯総合整備事業

担い手の育成を重視しつつ、畑地における新たなかんがい施設の整備や生産・集落環境整備を、多様な営農類型や地域のニーズに応じて総合的に実施



ソフト

地域の自主性・裁量性の発揮

経営体育成への支援

<元気な地域づくり交付金【新規】>

担い手への農地利用集積を図るため、土地利用調整活動等を支援
更に高度な連坦化を図る場合、事業実施後も一定期間支援を継続



水田の畑利用促進への支援

<元気な地域づくり交付金【新規】>

地域の自主的な排水対策活動等を促すことによる産地づくりを支援するため、生産団地形成等の成果に応じて促進費を交付



連携強化

効率的かつ安定的な担い手の育成・農地の利用集積を通じた構造改革

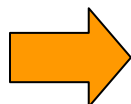
3. 地域再生に資する活力ある美しいむらづくりの推進

地域自らの発想による地域再生等の取組を支援するとともに、「人・もの・情報」が都市と農村で共生・対流する社会の構築に向けて、国民共通の財産として景観や環境と調和した美しいむらづくりを推進。

農村を巡る課題

現 状

農村地域の美しい景観や豊かな自然環境が悪化
集落維持機能や多面的機能の低下
農村地域の活力が低迷



課 題

健全な農業生産活動の展開
農業・農村に対する国民の関心の高まりや美しい景観の形成
地域の活力を活かしたむらづくり

地域の特性・特色に応じた農業・農村の活性化
美しい景観の形成や環境との調和等による多面的機能のより一層の発揮

地域の個性を活かした魅力あるむらづくり

美の田園復興

< 元気な地域づくり交付金(新規) >

良好な景観形成の取組を実施

- ・ 良好な農村景観の再生・保全に向けた地域住民等の活動や土地改良施設等の改修の支援及び普及啓発などを実施



むらづくり交付金(拡充)

地域主体の個性あるむらづくりの推進

- ・ 農業生産基盤整備と併せて農山漁村における生活環境の整備を実現
- ・ 生活環境整備に関する事業主体にPFI事業者を追加



バイオマスの環づくり交付金(新規)

バイオマスタウン構想の実現に向けた地域の取組を支援

- ・ バイオマスの発生から変換・利用に至る施設を一体的に整備



環境保全型農業の取組への工法的支援 < 元気な地域づくり交付金(新規) >

基盤整備の実施を契機とした環境保全型農業の取組を支援

- ・ 地域住民等の合意形成
- ・ 掛かり増し経費への助成



景観や環境と調和した活力ある美しいむらづくりの推進

平成17年度 農業農村整備事業予算 概算決定 主要新規・拡充事項の概要

平成16年12月24日
農林水産省農村振興局整備部

1. 既存ストックの有効活用を重視した保全管理施策の推進

農地・農業用水等の資源を適切に保全管理する施策体系の構築に向けた調査・検討
基幹水利施設等の保全管理対策の推進

(1) 資源保全実態調査事業【新規】 8.5億円

農地・農業用水等の資源や農村環境を保全する施策の導入に向け、基礎調査を実施するとともに、保全手法等の検討に向け、一定の地域ごとに資源や農村環境を適切に保全する計画を現地の実態に即して策定。

(2) 資源保全手法検討調査【新規】 1.5億円

資源や農村環境の保全に係る地域の多様な実態を分析し、保全管理において取り組むべき内容等を示す活動指針や地域の実情に柔軟に対応しうる効率的・効果的な資源保全手法等を検討。

(3) 国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）【拡充】 3.1億円

農業水利施設の有する多面的機能を適切に発揮するため、農家だけでなく地域住民やNPO等の参画による、管理組織の構築や、管理の役割分担・連携を明確化した施設管理協定の締結などを促進し、国営造成施設等の管理体制を整備。

(4) 水資源活用地域共生事業【拡充】 0.5億円

営農形態の変化や多様な用水需要に応じて、農業用水の転用が見込まれる地域において、既存農業水利施設を活用しつつ、適正な農業用水の確保ときめ細やかな転用水の創出のための計画を策定し、水資源の有効活用を促進。

2 . 農業の構造改革を推進する生産基盤整備の実施

構造改革加速化のためのハード整備とソフト対策の連携強化
多様な担い手の参入条件の整備

(1) 経営体育成への支援 (非公共) 【新規】

元気な地域づくり交付金 4 6 6 億円の内数

担い手への農地利用集積の一層の加速化・高度化のため、担い手に集積かつ連坦化された面積の基盤整備事業の受益面積に占める割合を、事業完了時より更に一定以上増加させる場合に、土地改良区等が行う土地利用調整活動に対する支援を事業完了後も実施。

(2) 水田の畑利用促進への支援 (非公共) 【新規】

元気な地域づくり交付金 4 6 6 億円の内数

地域水田農業ビジョンの実現を支援するため、麦・大豆・飼料作物に限定した現行の事業対象に地域振興作物等を新たに加え、基盤整備地区において生産団地を形成したものについて排水対策等のための促進費を交付。

(3) 地域・企業協働基盤整備推進対策 【新規】

農地の有効活用と新たな担い手の育成による地域農業の再生・強化等を推進するため、官民パートナーシップの活用などにより、農外企業の農業参入等を支援する基盤整備等を実証的に実施。

- ・ 経営体育成基盤整備事業【拡充】 8 5 1 億円の内数
- ・ 担い手育成農地集積事業 (非公共) 【拡充】 1 5 4 億円の内数
- ・ 農業参入促進基盤整備実証事業【新規】 0 . 5 億円

3 . 地域再生に資する活力ある安全で美しいむらづくりの推進

地域自らの発想による地域再生の支援
国民共通の財産として景観や環境と調和した美しいむらづくりの推進
災害に強い安全で安心な農村の形成

(1) 汚水処理施設整備交付金 (仮称) 【新規】(農業集落排水施設)
1 0 0 億円

地方の裁量により、省の枠を超えた汚水処理施設 (農業集落排水施設及び漁業集落排水施設、公共下水道、浄化槽) の整備を効率的に行うことができる「汚水処理施設整備交付金 (仮称)」を創設。

(2) 道整備交付金 (仮称) 【新規】(農道)
1 0 0 億円

地域再生を推進するため、地方公共団体が策定した地方道・農道・林道をパッケージ化した計画について、関係省が連携して助成を行う「道整備交付金 (仮称)」を創設し、内閣府に予算を一括計上。

(3) むらづくり交付金 【拡充】
1 0 0 億円

農林水産業の持続的発展と農山漁村の総合的な発展を図るため、農山漁村における生活環境に関する整備を農業生産基盤の整備と併せて、総合的、一体的に実施できる仕組みを構築するとともに、生活環境の整備に関する事業主体として P F I 事業者を追加。

(4) バイオマスの環づくり交付金 (非公共) 【新規】
1 4 4 億円の内数

地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域で可能な限り循環利用するバイオマスの総合的利活用システムを構築するため、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備を実施し、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫をこらした主体的な取り組みを支援。

汚水処理施設整備交付金 (仮称) と道整備交付金 (仮称) については省庁連携強化に係る交付金化措置額を記載 (以下同じ) 。

(5) 地域・企業協働基盤整備推進対策【新規】(再掲)

農地の有効活用と新たな担い手の育成による地域農業の再生・強化等を推進するため、官民パートナーシップの活用などにより、農外企業の農業参入等を支援する基盤整備等を実証的に実施。

- ・ 経営体育成基盤整備事業【拡充】(再掲) 851億円の内数
- ・ 担い手育成農地集積事業(非公共)【拡充】(再掲) 154億円の内数
- ・ 農業参入促進基盤整備実証事業【新規】(再掲) 0.5億円

(6) 美の田園復興(非公共)【新規】

元気な地域づくり交付金 466億円の内数
その他 0.5億円

農村景観を活かした農村地域の振興を図るため、良好な農村景観の再生・保全に向けた地域住民等の活動や土地改良施設等の改修を支援し、その取組や景観形成の技術を普及啓発するなどにより、美しい田園を復興。

(7) 環境保全型農業の取組への工法的支援(非公共)【新規】

元気な地域づくり交付金 466億円の内数

基盤整備の実施を契機として環境保全型農業の確立に取り組む地域に対し、除草剤等の低減に必要な畦畔被覆等の工法を導入した際に、従来工法に比して掛かり増しとなる経費への支援等を行い、環境保全型農業を促進。

(8) 農地防災事業【拡充】

396億円

水質悪化により農業生産や公共用水域に悪影響を及ぼしているため池の水質を改善するため、水質浄化施設の設置、しゅんせつ工事等を実施。

4 . 事業の進め方の改革に向けた取組の推進

施策連携の強化を通じた地方の裁量度の拡大

- (1) 汚水処理施設整備交付金 (仮称) 【新規】(農業集落排水施設)(再掲)
1 0 0 億円

地方の裁量により、省の枠を超えた汚水処理施設 (農業集落排水施設及び漁業集落排水施設、公共下水道、浄化槽) の整備を効率的に行うことができる「汚水処理施設整備交付金 (仮称) 」を創設。

- (2) 道整備交付金 (仮称) 【新規】(農道)(再掲)
1 0 0 億円

地域再生を推進するため、地方公共団体が策定した地方道・農道・林道をパッケージ化した計画について、関係省が連携して助成を行う「道整備交付金 (仮称) 」を創設し、内閣府に予算を一括計上。

- (3) むらづくり交付金 【拡充】(再掲)
1 0 0 億円

農林水産業の持続的発展と農山漁村の総合的な発展を図るため、農山漁村における生活環境に関する整備を農業生産基盤の整備と併せて、総合的、一体的に実施できる仕組みを構築するとともに、生活環境の整備に関する事業主体として P F I 事業者を追加。

平成 17 年度 農業農村整備事業予算
概算決定 主要新規・拡充事項の内容
(参考資料)

平成 16 年 12 月
農村振興局整備部

平成17年度 主要新規・拡充事項の内容 目次

資源保全実態調査事業【新規】	1
資源保全手法検討調査【新規】	2
国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）【拡充】	4
水資源活用地域共生事業【拡充】	5
地域・企業協働基盤整備推進対策【新規】 ～地域、農業参入志向企業、行政のパートナーシップによる合理的な農地整備の推進～	6
汚水処理施設整備交付金（仮称）【新規】	7
道整備交付金（仮称）【新規】	8
むらづくり交付金【拡充】	9
バイオマスの環づくり交付金（非公共）【新規】	10
バイオマス利活用整備交付金（ハード支援）	11
ため池等整備事業（一般）【拡充】	12
農地基盤整備対策（元気な地域づくり交付金） ～生産基盤の整備・保全及び関連する推進施策の支援を通じた農業・農村の振興～	13
農村振興支援対策（元気な地域づくり交付金）	14

資源保全実態調査事業（新規）

1. 趣 旨

- (1) 農地・農業用水等の資源は、その良好な状態の維持を通じて、農業の持続的な発展を支えることにより、食料の安定供給や多面的機能の発揮を確保し、地域住民や国民全体にもその効果を波及してきた社会共通資本。全国の水田整備率で60%、基幹的水路だけでみても約4万5千kmとなるなど、地域格差はあるものの相当程度の優良なストックを形成。今後、社会経済情勢の変化に応じ、その適切な保安全管理や機能の維持（維持保全）を通じて、有効に活用していくことが肝要。
- (2) 農地・農業用水等の資源は、農地を介し、基幹から末端までの一連の施設が適正に管理されて、はじめて機能を発揮。特に、農地が介在する範囲については、面的な広がりや水利用の特質などから、地域の多数の農家の作業を中心に維持保全されてきたところ。これまで、資源の保安全管理は、集落などの取組として農業者を中心に行われてきたが、農村においては過疎化・高齢化の進行や構造政策の実施による農家の減少、集落機能の脆弱化に伴う共同夫役への参加の低下も相まって、農地・農業用水等の適切な保安全管理が困難化。
- (3) また、農村の都市化・混住化の進行により、農地・農業用水等の資源が果たす多様な農業以外の効果を受益する非農家が増加するとともに、投棄ゴミの処理や安全対策などが新たに必要となる一方、多くの地域では農家が引き続きその維持保全を負担している状況であり、多面的機能の受益と負担の不整合が発生・拡大。このような傾向が続けば、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能の発揮をめぐる国民の要請に応えることが不可能になる事態も懸念。
- (4) このため、これらの状況に対応し資源が今後とも良好な状態で保安全管理されるよう、将来にわたり適切に資源の保安全管理を行い得る施策手法の選択と組合せが可能となる施策体系を構築するため、() 地域実態に応じた資源保全状況の把握、() 当該地域における望ましい保安全管理手法の検討を実施することが必要。

2. 事業内容

- (1) 基礎調査事業
資源賦存量調査、農業農村構造調査、資源保全活動調査、環境保全活動調査、担い手等アンケート調査、助成事例調査等の基礎調査を実施し、資源保全状況の実態把握。
- (2) 保安全管理計画調査検証事業
地域の農業者等（集落）が主体となり、国が示す資源保全活動の指針及び資源保全のモデル構想に基づき、地域の資源保全のための計画策定（保全体制も含む）を実施し、事業主体である都道府県が資源保全活動指針を検証。この一連の試行を通じて、望ましい管理手法の検討に資するものとする。また、事業主体である都道府県は、地域に対し計画策定に関する必要な技術的支援を実施。

3. 事業実施主体 等

- (1) 事業実施主体：都道府県
- (2) 補助率：定額
- (3) 事業実施期間：平成17年度

4. 平成17年度概算決定額

850,000 (-)千円

【担当課：農村振興局 整備部 農村整備課】

資源保全手法検討調査費(新規)

1. 趣 旨

- (1) 農業構造の変化、構造改革の加速化に伴い、地域により支えられてきた農地・農業用水等の資源の保全活動の低下が懸念され、この結果食料の安定供給への影響や多面的機能の発揮に支障をきたすおそれがある。
- (2) このような状況を踏まえ、農地・農業用水等の資源の保全にあたっては、地域に多様な実態があることから、地域の実情に柔軟に対応しうる効率的・効果的な保全手法を早急に明らかにしていく必要がある。
- (3) このため、農地・農業用水等の保全管理の実態を把握し、資源や農村環境の保全にかかる活動指針並びにその技術的配慮事項などを説明する技術マニュアルを策定する。
- (4) また、別途都道府県が実施する資源保全実態調査事業等と連携しつつ、農業構造の変化等に対応した資源保全手法の検討等を行い、類型ごとにモデル構想を策定し、資源保全の実践活動に資するとともに、資源保全に関する国民意識調査や情報発信を行う。

2. 調査内容

有識者等で構成される委員会での審議・助言等を得ながら、以下の内容を実施。

- (1) 保全管理に関する活動指針等の策定
 - 活動指針策定調査
保全管理の実態把握を行い、農地・農業用水等の保全活動において、地域で最低限取り組むべき事項(規範)及び積極的に取り組むことが望まれる事項等を列記した活動指針を策定。
 - 技術マニュアル策定調査
保全管理活動の精査を行い、活動指針に位置付けられた活動についての具体的な内容、その意義、技術的配慮事項などを解説した技術マニュアルを策定。
- (2) 資源保全手法の検討及びモデル構想の策定
 - 資源保全手法の検討
農地・農業用水等の保全にかかる現状及び課題を分析するとともに、活動指針等を踏まえ、立地条件、土地利用などの類型ごとに整理し、農業構造の変化等に対応できる新たな資源保全手法を検討。
 - モデル構想の策定
手法の検討結果を踏まえ、代表的な類型ごとに、地域の資源保全のための計画(保全体制も含む)に定める事項、目指すべき地域の保全管理の姿等を記載したモデル構想を策定。
- (3) 国民意識調査及び情報発信
農地・農業用水等の資源保全に関する国民のニーズを把握する調査を実施し、その結果を資源保全手法の検討に反映させるとともに、国民への情報発信を行う。

3. 調査実施主体等

(1) 調査実施主体：農林水産本省及び地方農政局等

(2) 調査実施期間：平成 1 7 年度

4. 平成 1 7 年度概算決定額

1 5 0 , 0 0 0 (-) 千円

【担当課：農村振興局 資源課、事業計画課】

国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）（拡充）

1．趣 旨

- (1) 農業水利施設は、農業生産面での役割だけでなく、水資源の涵養や洪水防止などの多面的機能を有している。これらの施設の多くは土地改良区が管理しているが、集落機能の低下や農業従事者の高齢化、構造政策の進展などによる組合員の減少や農産物価格の低迷による農家所得の減少など社会経済情勢の変化により、土地改良区の実管理体制は脆弱化しつつある。
- (2) 一方、近年の都市化・混住化の進展に伴い、農業水利施設の持つ多面的機能の役割は増大し、その機能の発揮に対する要請が更に高まるとともに、国民意識の変化に対応し、環境への配慮や安全管理の強化など、より複雑かつ高度な管理が必要となってきた。
- (3) このような情勢に対応するため、国が造成した水利施設等について本事業を実施し、多面的機能の発揮に資する管理の目標等を定めて土地改良区の実管理体制の整備に取り組んできたところであるが、多面的機能発揮に対する要請が高まる一方で、土地持ち非農家の増大等の集落構造の変化に伴う土地改良区の実管理負担の増高により、多面的機能の発揮のための管理水準の確保等について、土地改良区による安定的な取り組みが困難となっている。
- (4) このようなことから、農業水利施設の多面的機能を適切に発揮するためには、国が造成した水利施設等の管理体制について、地域住民、NPO等を含めた管理参画の組織化、地域における施設管理の役割分担を明確化するための施設管理協定の締結等により非農家の管理参画の枠組みを構築するとともに、予防保全対策を実施して施設機能の適切な維持保全と長寿命化を図り、維持管理コストを縮減することが必要であり、このような取り組みを定着させるために、本事業を継続するものである。

2．事業内容等

国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制の整備を図るために行う次に掲げる支援活動に対する助成を行う。

- (1) 施設管理協定の策定
- (2) 管理体制整備の推進活動
- (3) 管理体制の整備・強化に対する支援
- (4) 予防保全対策の実施

3．事業実施主体等

- (1) 事業実施主体 都道府県、市町村
- (2) 補助率 1 / 2
- (3) 事業実施期間 平成17年度～平成21年度

4．平成17年度概算決定額

3,134,000(3,134,795)千円

【担当課：農村振興局水利整備課】

水資源活用地域共生事業(拡充)

1. 趣 旨

- (1) 都市と農村が共生する社会の構築及び農村の振興に向けて、営農形態の変化に応じた農業用水の適切な確保とともに、地域の限られた水資源の中で、新たな水需要に対応していくことにより、地域のより一層の発展が望まれている。
- (2) 近年、全国的には都市用水等の大幅な需要増は見込まれないものの、地域的には比較的少量の都市用水、農村地域における多様な用水（営農飲雑用水、畜産用水、地域用水等）の需要が高まっており、水需要の実態に応じた機動的かつきめ細やかな用水の創出が求められている。
- (3) しかしながら、転用側（農業用水）は用水確保への不安、配水操作・施設管理の複雑化・高度化に伴う不安を有すること、用水転用を図るためには多機関に亘る合意形成や複雑な権利調整等を要すること等から、転用が進みにくい状況が見られる。
- (4) このため既存ストックの活用により、地域の水資源の有効活用を一層推進する観点から、新たな水需要に応じた農業用水の転用が見込まれる地区を対象として、簡易な水管理施設の整備等を実施し、営農形態の変化や多様な用水の供給に対応した適正な配水操作の確立を図るとともに、用水転用を踏まえた適切な用水計画の策定を行うことにより、農業利水者の不安を解消しつつ円滑な用水転用を促進することとする。

2. 事業内容

事項	拡充後	現行
水資源活用 地域共生事業	(1) 同 右	(1)水資源有効活用構想の策定
	(2) 同 右	(2)配水操作計画の策定に係る技術的指導
	(3) 同 右	(3)転用水創出の実証活動に係る技術的指導
	(4) 同 右 末端おおむね5ha以上(ただし、 <u>管水路にあっては末端要件なし</u>)の支配面積を有するものを対象	(4)農業用水転用に係る補完整備
	(5)農業用水を減量しつつ、 <u>適正に農業用水を確保するための用水計画の策定</u> 【拡充】	

3. 採択要件

公共性の高い用水転用が見込まれ、総事業費がおおむね3,000万円以上であること

4. 事業実施主体 都道府県

5. 事業実施期間 平成14年度から平成23年度（平成21年度新規地区採択）まで

6. 補助率 50%

7. 平成17年度概算決定額（平成16年度）
52,500千円（31,500千円）

アンダーラインは拡充部分

（担当課：農村振興局整備部水利整備課農業用水対策室）

地域・企業協働基盤整備推進対策(新規)

～ 地域、農業参入志向企業、行政のパートナーシップによる合理的な農地整備の推進 ～

1. 趣 旨

- (1) 地域の農業は、担い手不足や農地の遊休化等の深刻な課題を抱え、農業内部の体制だけでは対応できない状況になりつつある一方で、地域の活力に目を転じれば、農外企業においても地場産業の停滞という現実の前に、大胆な経営改革が求められている実情にある。
- (2) そうした中、農外企業の農業分野への参入が合理的なプロセスを通じて推進されれば、地域農業の担い手や農地の適正かつ効率的な利用の確保、企業が有する労働力の有効活用が可能となるとともに、ひいては地域の基幹産業の再生に資することができると考えられる。
- (3) 農外企業の農業分野への参入に際しては、農村社会での信頼を徐々に得ながら農業経営の規模を拡大しつつ、業種転換を順次進めていく姿が理想的であり、農地の整備を行う過程での新たな担い手育成や事業及び維持管理コストの合理化に向けた創意工夫が有効であると考えられる。
- (4) これらの合理的なプロセスの実現のため、地域、農業参入志向企業、行政のパートナーシップによる工夫をこらした農地整備等を推進することを目的として、農地整備と推進施策の両面から必要な支援策を講じる。

2. 事業内容

- (1) 経営体育成基盤整備事業等における集積対象者要件の拡充
目標年度までに農業生産法人となることを約し、その実現が確実と見込まれる農外企業を事業の集積対象者として新たに位置付け。
- (2) 農業参入促進基盤整備実証事業の創設
農外企業による農業参入が見込まれるモデル地区を厳選し、地域における企業の受け入れ体制の構築や企業の能力を活用した基盤整備や農業経営を展開するまでの過程について、官民パートナーシップの活用も踏まえた新たな担い手育成や事業及び維持管理コストの合理化等に向けた技術的課題等の調査・検討を行い、その知見の一般化を図る。

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：2(1)都道府県等、2(2)都道府県、民間団体
- (2) 補助率：2(1)1/2、2(2)定額
- (3) 事業実施期間：2(2)平成17年度～平成19年度(採択年度)

4. 平成17年度概算決定額(平成16年度予算額)

- (1) 経営体育成基盤整備事業(拡充) 85,117百万円の内数(91,180百万円)
- (2) 担い手育成農地集積事業(拡充) 15,426百万円の内数(18,830百万円)
- (3) 農業参入促進基盤整備実証事業(新規) 48百万円 (- 百万円)

【担当課：農村振興局農地整備課】

汚水処理施設整備交付金制度（仮称）の創設

1．趣旨

「地域再生のための基本指針」、「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」等を踏まえ、地域が自主性・裁量性の高い資金として活用できるよう国庫補助負担金制度の改革を行い、農林水産省、国土交通省、環境省所管の汚水処理施設の整備に際し、相互に事業進度調整を可能とすること等によって、効率的な汚水処理施設の普及促進を図るものである。

2．制度の概要

市町村が策定した地域再生計画（仮称）に基づき、年度ごとに「汚水処理施設整備交付金（仮称）」を交付する。具体的な要件は、以下のとおり。

（１）市町村が、地域再生計画（仮称）を策定し、計画の目標を達成するために必要な事業として、以下に示す「汚水処理施設」の整備に関する事項を位置づけていること。

農業集落排水施設、漁業集落排水施設【農林水産省】

公共下水道【国土交通省】

浄化槽【環境省】

（２）同一の市町村で所管が異なる２種以上の施設の整備を計画期間中（５カ年）に実施するもので、効率的な汚水処理施設の普及促進を図るものであること。

（３）対象区域は、地域再生計画（仮称）の区域内であり、かつ、対象区域の境界及び整備手法が明確になっていること。

（４）事業実施による効果が明確であること。

3．制度の特徴

（１）省庁を超えて、汚水処理の普及を連携して推進

- ・一定の区域内で実施する公共下水道、集落排水、浄化槽の施設を連携して整備できるよう、事業間で融通可能な交付金とし、効率的な整備を推進。
- ・個々の補助制度に基づく手続きによらず、市町村の定めた計画に基づき５年分一括して認定。

（２）地方の自主裁量性の尊重

- ・既存の都道府県構想にとらわれず、市町村の自主性・裁量性により、現時点で最も効率的な整備手法の選択を可能とし、都道府県構想の次回見直し時に反映。
- ・従前の補助対象範囲、地方単独部分の区別なく、交付金を充当することが可能。
- ・計画の範囲内であれば、単年度の国・地方の負担割合が調整可能。

（３）成果主義的な政策への転換

- ・市町村の自主性・裁量性を高めるとともに、自ら汚水処理の普及に係る具体的目標を設定。成果として、事業完了後に目標の達成状況を厳正に評価。

4．平成１７年度概算決定額（平成１６年度予算額）

国費 ４９，０００（－）百万円

なお、汚水処理施設整備交付金制度（仮称）の創設に係る農業集落排水事業費補助金からの交付金化措置額は、以下のとおり。

国費 １０，０００百万円

【担当課：農村振興局農村整備課集落排水・地域資源循環室】

道整備交付金制度（仮称）の創設

1．趣旨

「地域再生のための基本指針（平成15年12月19日 地域再生本部決定）」等を踏まえ、地域再生に取り組む意欲ある地方公共団体を支援するため、地域における経済、社会活動の基盤である道路（地方道、農道、林道）の整備について、地方公共団体が自らの判断で機動的な事業推進が可能となるよう、従来の事業別補助金を改革し、地方の視点に立った裁量度の高い新たな資金（交付金）を創設することにより、地域の道路の効率的整備の促進を図るものである。

2．制度の概要

地域再生計画（仮称）に基づき、地方公共団体が策定する農道、林道、地方道をパッケージ化した計画に対して、年度間での事業量の変更や事業間での融通が可能な「道整備交付金（仮称）」を交付する。具体的な要件等は以下のとおり。

（1）対象となる地方公共団体

単独又は共同で地域再生計画（仮称）を策定し、計画の目標を達成するために必要な事業として、（2）の対象事業に関する事項を記載していること。

（2）対象事業

広域農道、林道【農林水産省】、 市町村道【国土交通省】

（3）基本的要件

- ・一定の地域で相互に関連性のある複数の事業を実施すること。
- ・各事業が連携して効果を発揮するとともに、地域再生の目標に資するものであること。

3．制度の特徴

（1）農道、林道、地方道の各事業について、地方公共団体の判断で事業間の融通が可能。

（2）事業の進捗に応じて、年度間で国と地方の負担割合の調整が可能。

（3）交付申請に係る事務手続きが窓口の一本化により簡素化され、地方の事務負担が軽減。

4．平成17年度概算決定額（平成16年度予算額）

国費 27,000（-）百万円

なお、道整備交付金制度（仮称）の創設に係る農道整備事業費補助金からの交付金化措置額は以下のとおり。

国費 10,000百万円

むらづくり交付金(拡充)

(地域の創造力を活かした農林水産業と農山漁村の総合的な発展を目指して)

1. 趣旨

- (1) 農山漁村の振興対策については、従来より、生産基盤の整備とともに、立ち遅れた道路や集落排水施設などの生活環境を総合的に整備することにより、持続的発展を図るための生産条件の整備と定住条件の確保などに重点をおいて施策を進めているところである。
- (2) 一方、近年の国民意識の変化に伴い、都市と農山漁村の共生・対流の促進など、農林水産業とその活動を支える農山漁村の魅力が見直されており、今後の農山漁村の振興に際しては、自らが、地域の魅力を再認識し、将来を創っていくという地域が主体となったむらづくりが求められている。
- (3) また、国と地方の役割分担の見直し、地方分権の一層の推進を図るため、国の関与を少なくするとともに、民間の資金力や高い技術力、経営能力を活用することにより、市町村が、地域の創造力を活かし、地域のニーズに応じた効率的かつ効果的な施策の展開が可能となる仕組みを構築することが重要である。
- (4) こうしたことから、従来、農山漁村において、農村振興局、林野庁、水産庁がそれぞれに実施していた生活環境に関する整備を農業生産基盤の整備と併せて、総合的、一体的に実施できる仕組みを構築するとともに、生活環境整備に関する事業主体にPFI事業者を追加することにより、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展という農林水産行政の基本目標の達成に資するものである。

2. 事業内容等

- (1) 本事業の工種及び内容に林野庁所管の「フォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業のうち『居住環境基盤整備』の工種」、水産庁所管の「漁業集落環境整備事業の工種(漁村生活環境基盤整備)」を追加。
- (2) 生活環境整備に関する事業主体として、PFI事業者を追加。
(農業生産基盤分については、従来どおり市町村。)

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：市町村、PFI事業者(生活環境整備に係る工種に限る)
- (2) 採 択 要 件：市町村が策定する「むらづくり計画」に基づいていること
- (3) 補 助 率：各事業毎に定める補助率
- (4) 事業実施期間：平成17年度～平成20年度(事業採択期間)

4. 平成17年度概算決定額(平成16年度予算額)

10,000,000(10,000,000)千円

[担当課(室)]:農村振興局農村整備課総合整備事業推進室、林野庁整備課、水産庁防災漁村課]

バイオマスの環づくり交付金（新規）

1 趣 旨

バイオマスの利活用については、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化、戦略的産業の育成の観点から、その有効利用について、各般の対策が講じられてきているところである。

一方、バイオマスの利活用は、地域が自主的に取り組むための目標を掲げて、地域の実状に即したシステムを構築することが重要であり、地域の特性や利用方法に応じ、多様な展開が期待されるところである。

このため、地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、関係者への理解の醸成、バイオマス利活用計画の策定、バイオマスの種類に応じた利活用対策、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援するものである。

2 交付対象事業の内容

(1) ソフト支援（バイオマス利活用推進交付金）

地域関係者へのバイオマス利活用の理解醸成
バイオマス利活用計画の策定
バイオマスの種類に応じた利活用対策
バイオマスの生産・収集・運搬システム構築
バイオマスの変換技術支援
資源作物の実用化試験
バイオマス由来製品・エネルギー利用機器の導入
バイオマスタウン構想支援

(2) ハード支援（バイオマス利活用整備交付金）

地域における効果的なバイオマス利活用を図るために必要なバイオマス変換施設及びバイオマス供給施設・利用施設等の一体的な整備
新技術等を活用したバイオマス変換施設のモデル的な整備
家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設等の共同利用施設等の整備

3 事業実施主体

(1) ソフト支援

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、バイオマスタウン構想書を策定した市町村が必要と認める法人

(2) ハード支援

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、PFI事業者、共同事業体、第3セクター、消費生活協同組合、営農集団、民間事業者等

4 補助率 定額

5 事業実施期間 平成17年度～平成21年度

6 平成17年度概算決定額 14,381百万円

[担当窓口課：大臣官房環境政策課資源循環室]

バイオマスの環づくり交付金(新規) (バイオマス利活用整備交付金(ハード支援))

1. 趣 旨

地球温暖化対策の推進、循環型社会の形成への取組の進展に向けて、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、その中で、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想を進めていくことが明記。平成16年度からは各地域が主体的に作成するバイオマスタウン構想の実現に向けた取組が開始されている。

バイオマスを豊富に有する農林水産業・農山漁村では、バイオマスの利活用を核として、バイオマスから得られるエネルギーや製品を活用することによって、環境に配慮した新たな産地づくり、農業経営の効率化等を実現し、農業農村の振興を図ろうとする動きが見られる。

このため、地域の裁量を拡大、創意工夫を凝らした自主的な取組によるバイオマスの総合的な利活用システムの構築を支援するため、新たに交付金を創設し、バイオマスタウン構想の実現を強力に推進するものである。

2. 事業内容

バイオマスタウン構想の実現に向けて、成果目標を定めた中期的な計画を作成し、バイオマス利活用の推進を図ろうとする地域に対して、施設整備に係る支援を実施する。

(1) 事業種別

地域モデル実証タイプ

バイオマス変換施設の整備を行うとともに、バイオマス発生施設・利用施設等を一体的に整備することにより、地域における効果的なバイオマス利活用が図られるもの。

新技術等実証タイプ

新技術等を活用したバイオマス変換施設をモデル的に整備するもの。

(2) 対象工種

バイオマス変換施設(メタン発酵施設、炭化施設等)

バイオマス発生施設、バイオマス利用施設(農産物集出荷貯蔵施設、共同育苗施設等)[地域モデル実証タイプに限る。]

その他

3. 交付先等

(1) 交 付 先： 地域モデル実証タイプ ... 市町村 [市町村直接交付か都道府県
経由かの選択が可能]

新技術等実証タイプ ... 市町村、都道府県

(2) 整 備 主 体：市町村、都道府県、PFI事業者、共同事業体、第3セクター、事業協同組合、農協、漁協、森林組合、生協、営農集団、民間事業者(新技術等実証タイプについては、食品事業者及び食品廃棄物リサイクル事業者が対象)など

(3) 実 施 期 間：平成17年度～平成21年度

(4) 交 付 額 算 定 率：定 額 (1/2相当。但し、民間事業者は原則として1/3相当)

【担当課(室)：農村振興局農村整備課集落排水・地域資源循環室】

ため池等整備事業(一般)(拡充) (水質浄化等によるため池の機能の回復)

1. 趣 旨

- (1) 現在、農村地域は都市化・混住化が進展し、ため池に生活雑排水が混入し、富栄養化が進み、アオコの発生等による悪臭が社会問題となっている。また、水質悪化したため池から流出する水が公共用水域に流れ出すことにより、河川や湖沼等の水質悪化の一因にもなっている。一方、このことは、関係農家にとっても、水質が悪化したため池がもたらす諸問題により周辺住民から苦情が発生する等営農を継続させる環境が悪化している。
- (2) また、湧水の枯渇、各種排水による水質汚濁等を背景に、「健全な水循環系の構築」に向けて関係省庁連絡会議を設置し、その計画づくりのマニュアル作成・モデル地区調査を実施するなど、流域全体における水質に関して、関係省庁で連携しつつ対応を行っているところであり、農業用排水路、ため池などの環境保全に向けて地域ぐるみでの対応の促進など、それに向けた地域の取り組みを国としてインセンティブ付けしていく必要がある。
- (3) したがって、本事業により、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び公共用水域に悪影響を与えているため池を対象として接触酸化水路や曝気施設等の水質浄化施設の設置、水質悪化をもたしている底泥のしゅんせつ等を行い、ため池の水質環境改善を促進するものである。

2. 事業内容

水質悪化が著しく、地域の農業生産及び公共用水域に対して悪影響を与えているため池を対象に以下の対策を単独で実施できるよう拡充。

- ・接触酸化水路、曝気施設等の水質浄化施設の設置
- ・堆積した底泥のしゅんせつ
- ・ヨシ、バイオマス等を活用した自然浄化対策

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：都道府県、市町村等
- (2) 採 択 要 件：従来の「ため池整備工事」の受益面積要件に加え、下記を全て満たすため池
 - ため池の水質が農業用水基準を未達成であること
 - 農家・地域住民・行政等の関係者から構成される「ため池水質改善協議会」の設置が見込まれること
 - 総事業費が概ね3,500万円以上
- (3) 補 助 率：大規模 55%、小規模 50%

4. 平成17年度概算決定額

17,630,963(17,512,693)千円

【担当課：農村振興局防災課】

農地基盤整備対策 (元気な地域づくり交付金)

～生産基盤の整備・保全及び関連する推進施策の支援を通じた農業・農村の振興～

1. 趣旨

- (1) 食料の安定供給や多面的機能の発揮を支える農業の持続的発展や望ましい農業構造の確立を地域において図るためには、優良農地や農業用水等を確保・維持保全するとともに、地域の自主性や創意工夫を活かした活動を促進することが重要である。
- (2) このことから、優良農地の確保等に資する、遊休農地の解消、基盤整備を契機とした担い手の育成・農地の利用集積、産地づくり、環境保全型農業の推進及び田園自然環境の創造等の推進を図るため、地域の自主性や創意工夫を活かした柔軟、かつ、きめの細かい農業生産基盤の整備・保全及び関連する推進施策を支援する。

2. 事業内容

(1) ソフト

活動支援

遊休農地の解消、担い手への農地の利用集積、環境保全型農業への取組み及び自然環境の保全・再生等の施策目標を実現するため、都道府県、市町村、土地改良区等が行う調査・計画活動、利用調整実践活動及びその他の推進活動を支援するとともに、一部施策目標の実現を促す促進費を交付

地域提案支援

農業生産基盤の整備・保全による優良農地の確保等の目標達成のために必要な、地域が提案する独創的な推進活動等を支援

(2) ハード

遊休農地活用土地条件整備

多様な主体が遊休農地を活用して農業生産活動や市民農園の開設を行う場合に必要な土地条件の整備(障害物除去、整地、市民農園區画の整備等)

農業生産基盤整備

農業の持続的発展等のための基盤整備(区画整理、農業用排水施設、農道等)、事業計画策定等の基本となる地形図の作成、農用地等の集団化のための換地等調整、交換分合等

農村生活環境基盤整備

農業生産基盤整備に附帯する整備(営農用水施設、農業集落道等)

地域環境保全型農業推進整備

地域一体となった環境保全型農業を推進するための土づくり施設、水質保全施設、生態系保全施設、効果検証・情報発信体制等の整備

田園自然環境保全整備

土地改良施設等の環境創造を展開するために必要な、生態系保全のためのビオトープ等の環境創造型整備等

地域提案整備

農業生産基盤の整備・保全による優良農地の確保等の目標達成のために必要な、地域が独自に提案する施設等の整備

3. 事業実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農協、農業者が組織する団体等

4. 交付額算定率

定額、1/2相当、土地改良法に基づく補助率相当等

【担当課：農村振興局地域振興課、農地整備課、農村整備課、
土地改良企画課、事業計画課】

農村振興支援対策 (元気な地域づくり交付金)

1. 趣旨

- (1) 農村地域は、過疎化・高齢化の進展によって活力が低下しつつある中で、国民への食料の安定供給及び農業農村が有する多面的機能の健全な発揮などを図るためには、健全な農業生産活動の展開及びその基盤である農村の地域社会を維持、活性化するとともに、農村が有する美しい景観などを再生・保全することも必要である。
- (2) また、国民の価値観やライフスタイルの多様化等により、国民にゆとりと安らぎを与える空間、癒しの場としての評価が高まっており、農村地域の住民のみならず、都市の多様なニーズに応える場として期待されている。
- (3) このため、良好な農村景観の再生・保全に向けた土地改良施設等の改修などを支援することにより美しい田園風景を復興するとともに、効率的な農業経営、農村の活性化、農村集落機能の再編・強化、都市と農村の共生・対流や活力と個性あるむらづくり等に資する情報通信基盤の整備を行う。
- (4) また、農村整備事業や地域活動等を契機とした美しいむらづくりの実現や施設の利活用、景観形成等の取り組み、農業に関連したコミュニティビジネス等の自主的で継続的な地域活動を推進することにより、地域社会を活性化し、地域が主体となった魅力あるむらづくりを実現するものである。

2. 事業内容

(1) ソフト

農村整備事業を契機とした美しいむらづくりや施設の利活用、美しい景観の形成、農業に関連したコミュニティビジネスなど多様な主体の参画による自主的で継続的な取り組みを推進するため、地域住民の能力構築を促進する取り組みや活動などを支援
農業農村の振興を図り、施策目標を達成するために必要となる地域が提案する活動等を支援

(2) ハード

良好な農村景観の再生・保全に向けた土地改良施設等の改修などを支援
地方公共団体、公共施設(土地改良施設、集落排水施設等農業関係公共施設を除く)、農家等の情報通信ネットワークを構築し、農業情報を含む行政情報等の提供を行うとともに、高速、大容量及び双方向の通信等を可能とするケーブルテレビ施設の整備
土地改良施設、集落排水施設等農業関係公共施設及び農業共同利用施設を で構築する情報通信ネットワークに接続し、施設管理情報、防災情報等を受発信できる高度情報通信基盤の整備
農林水産業の振興を図り、施策目標を達成するために必要となる地域が提案する施設の整備

3. 事業実施主体

都道府県、市町村、一部事務組合、農業協同組合 等

4. 交付額算定率

1/2相当、1/3相当、定額 等

[担当課：農村振興局 農村政策課、農村整備課]